

令和7年4月

食肉事業者・促進費交付事務委託団体の皆様

一般社団法人日本畜産副産物協会

特定危険部位の見直しに係る牛せき柱事業について

平成25年4月から、BSE対策の見直しに関する食品安全委員会における食品健康影響評価結果に基づき、牛せき柱を含む食品等に係る基準の改正が行われ、30月齢以下の牛に由来するせき柱を食品等の原材料として使用することが可能となりました。

しかしながら、引き続き30月齢を超える牛のせき柱は規制の対象であり、30月齢以下の牛に由来するせき柱であることが確認できないせき柱や分別管理を行わない場合は、30月齢を超える牛に由来するせき柱として扱うこととされています。このため、本年度の牛せき柱適正管理等推進事業についても、昨年と同じ内容で継続されることとなりました。

記

1. 特定危険部位の見直しと規制

月齢が30月以下のせき柱を、食用や飼料用油脂原料、肥料用肉骨粉等原料として利用するためには、30月齢超のせき柱との分別管理が必要です。

(1) 食用に供する場合

食用としてせき柱付きの部分肉(Tボーンステーキ用)やエキス原料として30月以下のせき柱を使用する場合の分別管理に当たっては、「特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査にかかる分別管理等のガイドラインの改正について」(平成29年2月13日付け生食基発0213第1号、生食監発0213第2号、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課長、監視安全課長通知)の3の食肉処理業、食肉販売業、せき柱の加工業等における分別管理によるので留意してください。なお、このガイドラインは、平成25年2月1日に通知され、平成25年6月3日に改正された後、直近では平成29年に改正されています。(別紙1参照)

(2) 飼料用油脂原料に供する場合

飼料用油脂原料として利用する場合の分別管理に当たっては、「飼料および飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成25年3月25日付け24消安第6202号消費・安全局長通知)の第3の農林水産大臣の確認手続きによるので留意してください。

(別紙2参照)

(3) 肥料用肉骨粉等原料に供する場合

肥料用肉骨粉等原料として利用する場合の分別管理に当たっては、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号）の別紙基準2の別添1の「牛の部位を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準」によるので留意してください。

(別紙3参照)

肥料用肉骨粉等原料の供給先としては、蒸製骨粉製造事業者が代表的になります。

2. 令和7年度牛せき柱事業

本年度の牛せき柱事業は次のとおりであり、これらのせき柱の処理処分は、従来どおり促進費の交付申請の対象となります。

(1) 枝肉確認票は、従来どおり発行者（と畜場、食肉センター）より、月齢に関係なく全ての枝肉に発行されます。

(2) せき柱の処理処分

1) 30月齢超のせき柱は、従来どおりSRMですので、焼却等の適正処分を行ってください。

2) 30月齢超と以下を分別せずに混合して排出するときも、従来どおりです。

3) 30月齢以下のせき柱を廃棄物として処分するときも、従来どおりです。

(3) 分別管理のせき柱

30月齢以下のせき柱が食品等の原材料として利用可能となったことにより、30月齢以下のせき柱を食用や飼料用油脂原料、肥料用肉骨粉等原料として販売した場合は、本事業の対象外となります。

この対象外となった枝肉確認票は、焼却等により適切に処分してください。

3. 30月齢以下のせき柱の利用と枝肉確認票について—報告のお願い—

(1) 食肉事業者の方々へ

30月齢超と以下のせき柱を分別管理し、30月齢以下のせき柱を販売される事業者は、本事業の上期と下期の促進費交付申請のときに、様式1「令和7年度 上期(下期)せき柱分別報告書」にご記入のうえ、促進費交付事務委託団体に提出してください。

(2) 促進費交付事務委託団体の方々へ

上記1の食肉事業者から、様式1「令和7年度 上期(下期)せき柱分別報告書」の提出がありましたら、上期と下期の委託費請求書等を送付される時、この報告書を同封してください。

様式1

令和7年度 上期 せき柱分別報告書

牛せき柱の30か月齢超と以下のせき柱の分別管理の実施により、30か月齢以下のせき柱を販売したので、下記のとおり報告します。

記

せき柱の用途別の枝肉確認票		分割票の枚数		
		①枝肉確認票 (枚)	②分割票 (枚)	計 ①×6+②(枚)
事業申請した枝肉確認票 (a)				
30か 月齢 以下	食用とした枝肉確認票 (b)			
	飼料用油脂原料とした 枝肉確認票 (c)			
	肥料用肉骨粉等原料とした 枝肉確認票 (d)			
計 (a)+(b)+(c)+(d)				

30か月齢以下のせき柱の販売に伴い、事業申請外となった枝肉確認票は焼却等により適正に処分したこと併せて報告します。

一般社団法人 日本畜産副産物協会会長殿

令和7年 月 日

住 所

会社名

役職名

氏 名

様式1

令和7年度 下期 せき柱分別報告書

牛せき柱の30か月齢超と以下のせき柱の分別管理の実施により、30か月齢以下のせき柱を販売したので、下記のとおり報告します。

記

せき柱の用途別の枝肉確認票		分割票の枚数		
		①枝肉確認票 (枚)	②分割票 (枚)	計 ①×6+②(枚)
事業申請した枝肉確認票 (a)				
30か 月齢 以下	食用とした枝肉確認票 (b)			
	飼料用油脂原料とした 枝肉確認票 (c)			
	肥料用肉骨粉等原料とした 枝肉確認票 (d)			
計 (a)+(b)+(c)+(d)				

30か月齢以下のせき柱の販売に伴い、事業申請外となった枝肉確認票は焼却等により適正に処分したこと併せて報告します。

一般社団法人 日本畜産副産物協会会長殿

令和8年 月 日

住 所

会社名

役職名

氏 名

別紙1

生食基発 0213 第 1 号
生食監発 0213 第 2 号
平成 29 年 2 月 13 日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部

基準審査課長

監視安全課長

（ 公 印 省 略 ）

特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る
分別管理等のガイドラインの改正について

特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査（以下、「BSE検査」という。）に係る分別管理等については、平成 25 年 2 月 1 日付け食安基発 0201 第 3 号及び食安監発 0201 第 1 号別添「特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドライン」により実施しているところです。

今般、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 7 号）により、本年 4 月 1 日以降、月齢が 48 月を超える健康牛の BSE 検査が廃止されるため、当該ガイドラインを別紙のとおり改正するので、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知の内容については本年 4 月 1 日から適用するものとし、3 月 31 日までの取扱いは従前のとおりとします。

特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドライン

1 基本事項

(1) 月齢の定義

月齢は、出生の年月日を起算日として、翌月より起算日に相当する日をもって1を加えることとする。ただし、相当する日がないときは、その月の末日をもって加算する。

注) 月齢が30月以下の牛とは、出生の年月日を起算日として30月目の起算日に相当する日までの牛をいい、その翌日以降の牛は月齢が30月を超える牛となる。例えば、出生の年月日が平成23年1月15日の牛の場合、平成25年7月15日までは月齢が30月以下の牛で、平成25年7月16日以降は月齢が30月を超える牛となる。

上記の方法で月齢が確認できない牛については、月齢が30月を超える牛として取り扱うこと。

(2) 牛の出生の年月日

(1)の出生の年月日については、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。)に基づく牛個体識別台帳に記載されている出生の年月日とする。

なお、と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)第15条第1項に規定すると畜検査申請書を提出する際は、必要に応じて、牛トレサ法に基づく牛個体識別台帳の写しを添付すること。

(3) 特定危険部位(以下「SRM」という。)

ア と畜場法施行規則別表第1及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年厚生労働省令第89号)第2条に定める特定部位

イ 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1のBの8に定める脊柱(図1、図2)

2 と畜場における分別管理

1(1)に基づき月齢の確認を行い、①月齢が30月以下の牛、②月齢が30月超の牛に分別して、とさつ、解体を行うこと。月齢が確認できないとたい、頭部、枝肉、内臓等については、30月超として取り扱うこと。

注) とさつ、解体及び保管の各段階で、30月の区分により分別しない牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)及び脊髄並びにこれらを含むものは、SRMとして取り扱うこと。

(1) 月齢による分別管理

ア あらかじめ曜日やと室等を定めて、①30月以下、②30月超に分別し、牛のとさつ、解体を行うこと。

イ 同一日に①30月以下の牛、②30月超の牛のとさつ、解体を行う場合、先にとさつ、解体する牛群の最後及び後にとさつ、解体する牛群の最初となる個体をタグ等により識別可能とすること。この場合、とさつ、解

- 体の順番を①、②の順とすることが望ましいが、これにより難しい場合は、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。
- ウ ①30月以下の牛と②30月超の牛をとさつ、解体の順番で分別しない場合は、タグ等により①と②を識別可能とすること。この場合、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。
- (2) 牛海綿状脳症検査を行う場合の分別管理
- ア 牛海綿状脳症検査対象の個体識別管理
- 牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）検査中の牛の頭部、内臓等については、それぞれの部位をタグ等により容易に識別可能な方法で、専用の容器に保管すること。また、BSE検査中の牛の枝肉については、専用の区画を設けて保管することが望ましいが、これにより難しい場合には、タグ等により識別することとし、枝肉同士が接触しないよう保管すること。
- イ BSE検査が陽性の場合の取扱い
- アにより保管している当該牛の頭部、枝肉、内臓等については焼却を行うこと。また、SRMに接触した施設設備、機械器具については、異常プリオンたん白質を不活化する方法で消毒を行うこと。なお、他の施設設備及び機械器具については入念に洗浄すること。
- (3) SRMの除去に係る分別管理
- ア (1)ウの方法でとさつ、解体を行う場合は、月齢が30月以下の牛について、生体段階では頭部及び背中にスプレー等で、とさつ、解体段階では剥皮後のとたい、頭部、枝肉、内臓等にタグ等で、識別可能とすること。
- イ 月齢が30月以下の牛の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）を使用する場合は、次によること。
- (ア) 月齢が30月以下の牛の頭部の処理は、作業場所により分別して行うことが望ましいこと。これにより難しい場合は、時間などにより分別した上で、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。
- (イ) 月齢が30月を超える牛の頭部から、舌、頬肉及び皮以外の部位を除去していないことについて、処理後に、と畜検査員の確認を受けること。
- (4) SRMの処理については、以下によること。
- ア 特定部位の取扱い
- 周囲を汚染しないように除去し、専用の容器に保管するとともに、と畜検査員の確認を受けて、確実に焼却すること。
- イ 脊髄の処理
- (ア) 背割りの際、椎孔にある脊髄が損傷された結果、枝肉を汚染するおそれがあること及び椎骨に付着した脊髄が食肉処理工程において、可食部分を汚染するおそれがあることから、背割りの段階で脊髄片の飛散を防ぐとともに、背割り後の枝肉から脊髄を確実に除去すること。

- (イ) 背割りに当たっては、脊髓片が飛散しないよう、鋸の歯を洗浄しながら切断し、洗浄水からスクリーンにより脊髓片を回収し、SRMと同様に保管及び焼却すること。また、脊髓鋸は一頭ごとに十分に洗浄消毒を行うこと。
- (ウ) 背割り後、脊柱中の脊髓を金属製器具を用いて入念に除去し、高圧水により十分に洗浄すること。また、枝肉の検査の際に、枝肉に脊髓が付着していないことについて、と畜検査員の確認を受けること。
- (エ) 脊髓は軟組織で柔軟性があるため、脊髓の損傷を少なくするため、背割りを正中線から若干ずらした位置で行うことにより、片側の椎骨に脊髓を付着させることが望ましいこと。
- (オ) 背割りを行う際は、ゴーグルなどの眼の保護及びマスクを使用すること。
- (カ) 洗浄前の枝肉、機械等の汚染の低減のため、背割り前に、脊髓除去を行うことが望ましいこと。

ウ 頭部の処理

- (ア) 口腔内の組織のうち、舌のみを除去した後の頭部には、扁桃が含まれているため、月齢が30月以下の牛の頭部であってもSRMとして取り扱うこと。
- (イ) 月齢が30月を超える牛の皮を食品として使用する場合には、スタンニング孔をふさぐ等により、脳及び脊髓による周囲の皮の汚染を防ぐよう処理すること。

エ 特定部位の焼却条件

800℃以上で、完全に焼却すること。

(5) 関係者の協力

分別管理は、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と畜場の設置者、管理者及びと畜業者が行うこととし、荷受業者、内臓業者、仲卸し業者等関係者はこれに協力すること。

(6) 標準作業書の作成

と畜場の設置者又は管理者は、と畜場法施行規則第3条第1項第24号イに基づき、分別管理を適正かつ計画的に実施するため必要な事項を記載した文書を作成すること。作成に当たっては、と畜検査員の助言を受けること。作成した最新の標準作業書を食肉衛生検査所等に提出すること。

3 食肉処理業、食肉販売業、脊柱の加工業等における分別管理

月齢が30月以下の牛に由来する脊柱を使用する場合（脊柱を含む部分肉を食用に供する場合など、脊柱を食品等の原材料として使用する場合をいう。以下同じ。）には、工程、タグ等により脊柱を月齢によって分別して管理すること。月齢が30月以下の牛に由来する脊柱であることが確認できない場合又は分別管理を行わない場合は、月齢が30月を超える牛に由来する脊柱として取り扱うこと。

- (1) 月齢が30月以下の牛に由来する脊柱の処理は、作業場所により分別して行うことが望ましいこと。これにより難しい場合は、時間などにより分別した上で、必要に応じ、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。
- (2) 脊柱を除去する際に、個体識別番号により1(1)に基づきと畜日の月齢を確認すること。脊柱等(脊柱を細切、粉碎、乾燥したもの等、脊柱を簡易に加工したものを含む。以下同じ。)を出荷する際には、月齢が30月以下の牛に由来することが確認できる荷送状等(個体識別番号又は輸入牛であることが確認できるものに限る。以下「荷送状等」という。)を脊柱等に添付して出荷することとし、業者間で取引する場合についても、同様の荷送状等の添付を行うこと。

脊柱を含む部分肉を出荷する際には、牛トレサ法第15条に基づき、個体識別番号の表示等を行うこと。
- (3) 月齢が30月以下の牛に由来する脊柱等を仕入れる場合は、荷送状等により月齢を確認すること。
- (4) 出荷及び仕入れに関する記録(出荷及び仕入れの年月日、出荷先及び仕入れ元の名称及び所在地、個体識別番号等)については、出荷及び仕入れの日から3年間保存すること。
- (5) 荷送状等が添付されていないなど、月齢が30月以下の牛に由来することが確認できない脊柱等については、一般消費者に販売しないこと。
- (6) 輸入牛の脊柱を使用する場合は、衛生証明書及び伝票に基づき、輸入牛であることを確認すること。輸入牛であることが確認できた場合には、月齢が30月以下の国産牛と同様に取り扱うこと。
- (7) SRMの処理については、以下によること。
 - ア 脊柱を電動ノコギリで除去(脱骨)する場合には、背根神経節を破壊しないように注意すること(図3)。
 - イ 仙骨部分の背根神経節は仙骨腹側面の脂肪層に位置するため、仙骨腹側面に付着する脂肪層をナイフ等を用いて削り取る等の処置は行わないこと(図4、図5)。
 - ウ 牛の脊柱とこれが付着した肉を、骨とともに機械的にミンチ又は細切する方法による食肉処理は行わないこと。
 - エ 脊柱の処分については、廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)に基づき、「廃棄物となった牛のせき柱の取扱いについて」(平成16年3月31日付環廃対発04331007・環廃産発040331007 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、同産業廃棄物課長連名通知)により適切に行うこと。

4 都道府県等による検証

(1) と畜場

と畜場の設置者又は管理者が標準作業書を作成する際には、適切な助言を行うこと。作成された最新の標準作業書の提出を受けるとともに、その標準作業書に沿った分別管理が実施されていることを確認すること。

(2) 食肉処理業、食肉販売業、脊柱の加工業者等

食肉処理業等の監視指導を行う際には、分別管理が適切に行われていること及び脊柱が適切に除去されていることを確認すること。

(参考)

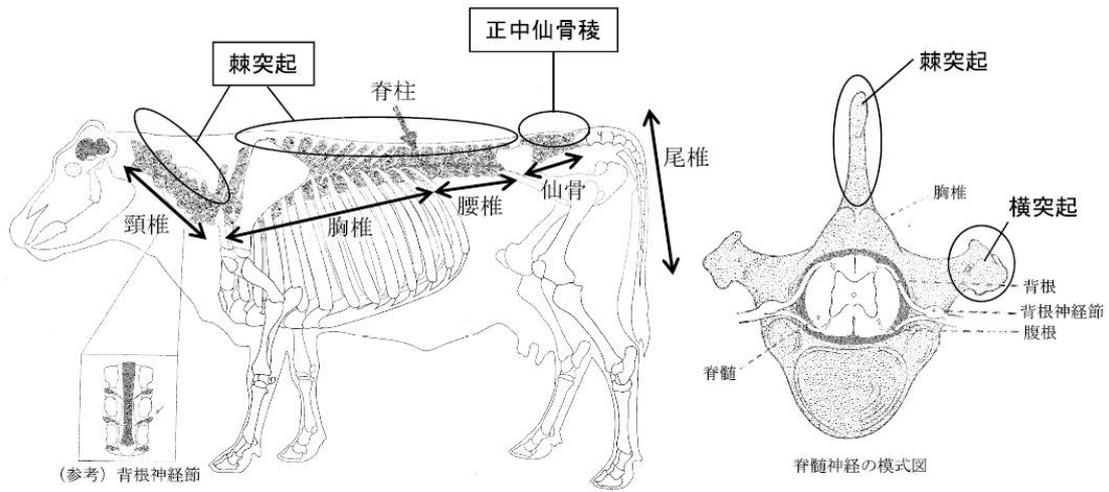


図1. 脊柱(背面)

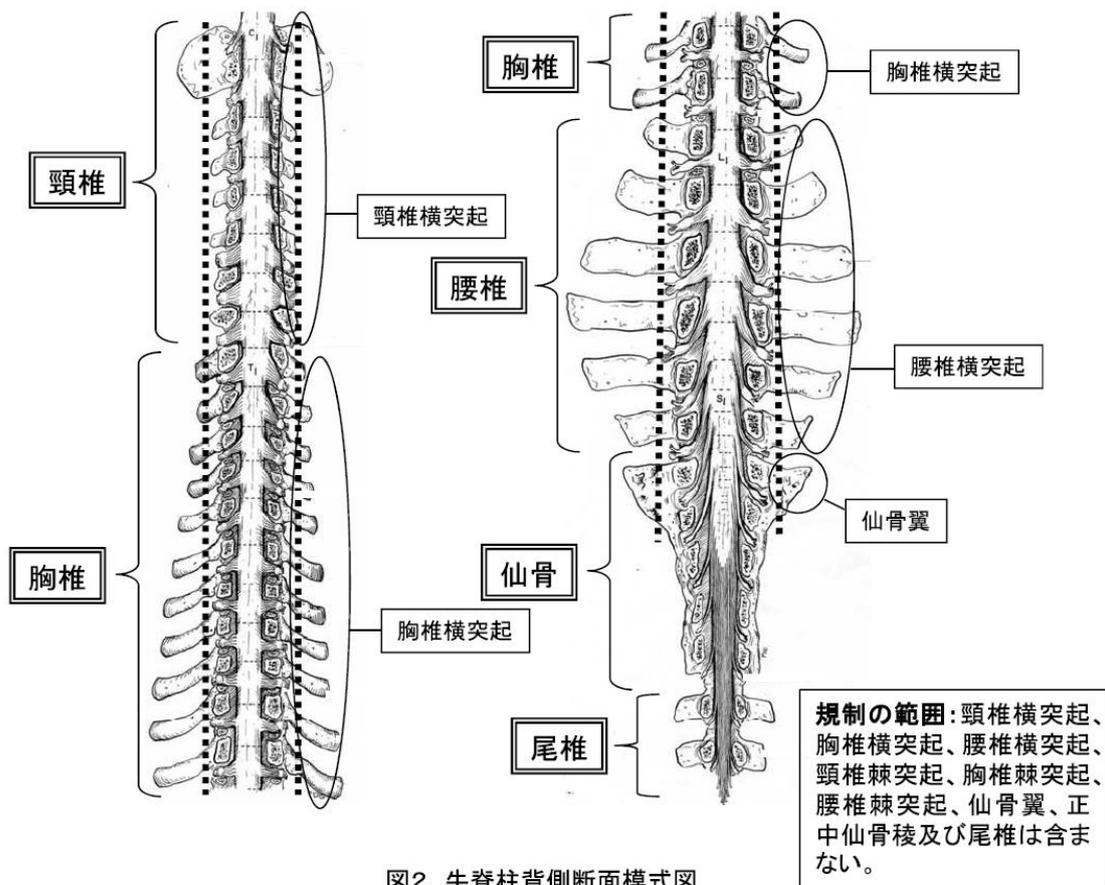


図2. 牛脊柱背側断面模式図

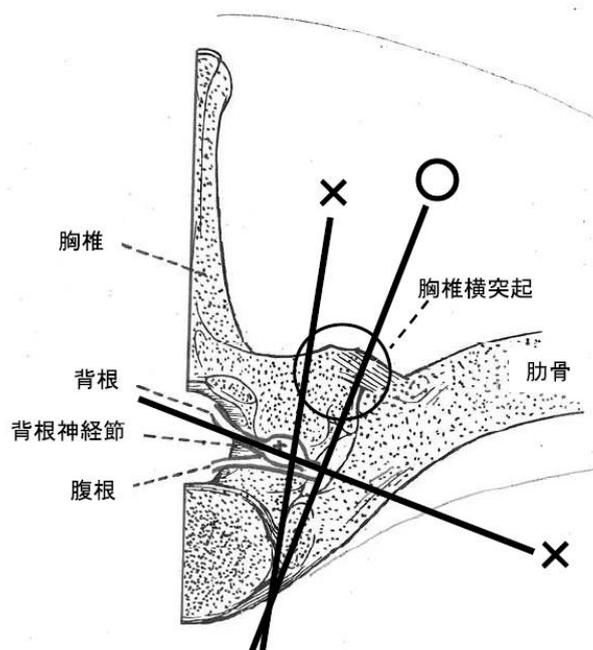


図3. 胸椎と肋骨連結部位の模式図



図4. 仙骨(腹側面)

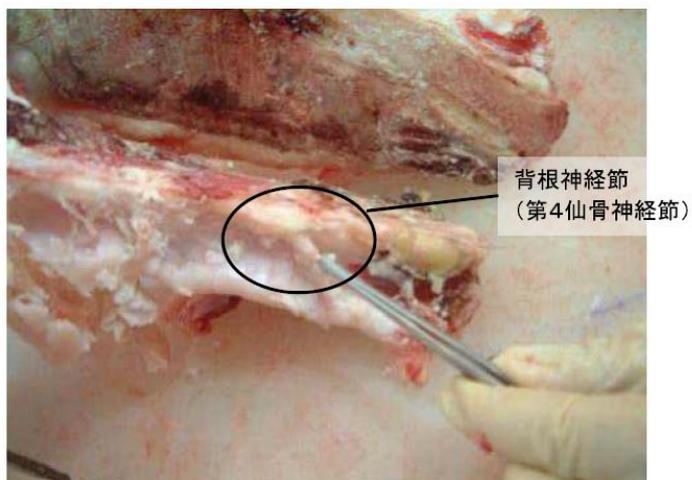


図5. 仙骨部の背根神経節

写

別紙2

24消安第6202号
平成25年3月25日

都道府県知事 殿

農林水産省 消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する
省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第17号。以下「改正省令」という。）が平成25年3月25日付けで公布され、平成25年4月1日から施行されることとなりました。

本改正内容については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

また、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。以下「確認通知」という。）を別紙新旧対照表のとおり改正したので、併せて御了知の上、事務の参考として下さい。

記

第1 省令改正の趣旨

- 1 豚や鶏等（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「家畜等」から牛、めん羊、山羊及びしかを除いたものをいう。以下同じ。）を対象とする飼料については、動物性油脂（不溶性不純物の含有量が0.15%以下のものに限る）のうち牛の脊柱等の食品に供することができない特定危険部位（以下「SRM」という。）が混合しない「確認済動物性油脂」を使用可能としているところである。
- 2 食品安全委員会のBSE対策の見直しに係る食品健康影響評価において、「頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱について、SRMの範囲が「全月齢」の場合

と「30月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」とされたこと、また脊柱等のSRMの範囲を緩和することについて問題ないとされたことを受け、

- ① 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正により、食品として使用できない脊柱の範囲については、「せき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）」から、「脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）」に変更され、また、脊柱の除去が義務付けられる牛の範囲が30月齢超に限定されたほか、
- ② 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）の改正により、これまで焼却義務が課せられていた全月齢の牛の頭部（舌及び頬肉を除く。以下同じ。）及び脊髄について、30月齢以下の牛の扁桃を除く頭部及び脊髄の焼却義務が廃止されることとなった。

3 これを受けて、農業資材審議会においてBSE対策の観点から飼料の安全性について審議された結果、「確認済動物性油脂」の原料として、

- ① SRMから除外される頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜並びに30月齢以下の牛の脊柱を利用可能とするため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）の一部を改正するとともに、
- ② SRMから除外され、焼却義務が廃止される30月齢以下の牛の扁桃を除く頭部及び脊髄を利用可能とすることは、適当とされた。

また、食品安全委員会の食品健康影響評価においても、「改正後の飼料の成分規格に基づき製造される「確認済動物性油脂」は、現行の飼料の成分規格に基づき製造される「確認済動物性油脂」と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる」とされた。

4 これらの結果を受け、省令別表第1の5の（1）のウの確認済動物性油脂の原料として利用できない牛の脊柱の範囲について所要の改正を行うものである。

第2 省令改正の概要

豚や鶏等を対象とする飼料の原料として使用可能な「確認済動物性油脂」の範囲について、製造工程で油脂に混合可能な脊柱の範囲を拡大し、頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜並びに30月齢以下の牛の脊柱を使用可能とする（省令別表第1の5の（1）のウ）。

なお、焼却義務が廃止される30月齢以下の牛の扁桃を除く頭部及び脊髄についても、「確認済動物性油脂」の原料に含め、豚や鶏等の飼料原料として使用

可能とするが、現行省令の規定上、文言の改正は必要ない。

第3 農林水産大臣の確認手続について

1 確認通知改正の要旨

新たにSRMから除外される脊柱を飼料用動物性油脂の原料として使用可能とすることに伴う確認通知の改正の要旨は、次のとおりである。

(1) 牛の脊柱の定義の変更

牛（月齢が30月以下の牛を除く。）の脊柱は、省令別表第1の5の（1）のウの牛の脊柱を指し、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜又は尾椎であることが確認できるものを除くこととなる。

（確認通知別添8-1）

(2) 月齢の分別管理方法の追加

30月齢以下の牛の脊柱を飼料用動物性油脂の原料としようとする場合に30月齢を超える牛の脊柱との分別管理方法を追加する。

（確認通知別添8-2）

(3) 製造基準適合確認申請書

30月齢以下の牛の脊柱を飼料用動物性油脂の原料とする収集先は、製造基準適合確認申請書（別記）の原料収集先の一覧表の備考欄に、牛の脊柱を原料とする旨を記載することとする。

（別記様式第1-1号）

(4) 原料供給管理票

30月齢以下の牛の脊柱を飼料用動物性油脂の原料とする場合は、原料供給管理票に牛の脊柱を含む旨及びその重量を記載するとともに、原料とする脊柱に係る牛の個体識別番号（当該牛が輸入牛である場合には、輸入牛であることが確認できる書面）を添付することとする。

（別記様式第9号）

2 確認済飼料の原料収集先の変更に係る手続

30月齢以下の牛の脊柱を飼料用動物性油脂の原料としようとする場合については、次のような手続を経るものとする。

(1) 油脂の原料とする30月齢以下の牛の脊柱を飼料用動物性油脂の原料として供給しようとする食肉事業者等は、「飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準」（確認通知別添8-2）に基づき、牛の脊柱を当該牛の月齢に応じ分別管理する体制を確立し、飼料用動物性油脂製造業者と牛の脊柱の分別に関する契約を締結する。

(2) 飼料用動物性油脂製造業者は、当該食肉事業者等における月齢に応じた分別管理状況を実地に調査する。この調査に当たって、飼料用動物性油脂

製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）は、確認通知別添 8-1 の 1 の（4）に基づいて、（1）の契約が遵守されていること、飼料用動物性油脂製造業者による分別管理状況の確認が適切に行われていること等について調査するものとする。

- （3）飼料用動物性油脂製造業者は、（2）の結果、牛の脊柱の月齢に応じた分別管理が適切に行われていることを確認した後、確認通知第 1 の 3 の（2）に基づき、原料収集先の変更について「製造基準適合確認申請変更届」（確認通知別記様式第 6 号）により農林水産大臣に届け出る。変更届には、原料収集先の一覧表を添付し、当該食肉事業者等の備考欄に「油脂原料脊柱」と記載する。

3 変更手続後の原料収集先における月齢に応じた分別管理の確認について

飼料用動物性油脂製造業者は、変更手続後においても、必要に応じて、当該食肉事業者等における月齢に応じた分別管理状況を実地に調査する。この調査に当たっても、飼料用動物性油脂製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局は、2 の（2）と同様の事項について調査するものとする。

また、地方農政局又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、必要に応じて、当該食肉事業者等における月齢に応じた分別管理状況を調査するものとする。

別添 8 - 1

飼料用動物性油脂の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料は、別添 8 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第 9 号の原料供給管理票が携行されたもの、(4) のイ及びウの契約を締結した者から収集されるもの又は農場から直接出荷されるもののみ受け入れること。なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は家きんであり、牛（月齢が 30 月以下の牛を除く。）の脊柱又はと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

なお、脊柱が 30 月齢以下の牛に由来することの確認は、別添 8 - 2 に従って行うものとする。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添 8 - 2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。なお、農場から輸送される解体処理をされていない豚又は家きんの輸送に当たっては、脊柱等を入れる容器と共用されておらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に脊柱等が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、脊柱等を取り扱わない原料収集先からのものであって(4) のイ及びウの契約を締結したもの又は農場から直接出荷された原料であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条に規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア又はイに定める事項及びウに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 8 - 2 の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、脊柱等を受け入れないこと。

ウ 原料収集先等は、契約を締結した飼料用動物性油脂の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認の

ために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

法第52条に規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物性油脂が混入しないようにすること。

(2) 動物性油脂供給管理票

飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、別記様式第10号により動物性油脂供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、飼料用動物性油脂の製造業者は、当該油脂が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。

(3) 出荷記録

法第52条に規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

飼料用動物性油脂の輸送に当たっては専用の容器を用いるか、当該飼料を輸送する前に容器の洗浄を徹底すること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、原料・製品の品質について実地に管理・検査すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、ローリー等及び

その原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添 8 - 2

飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準

1 油脂の原料を扱う事業場

- (1) 動物性油脂の原料となる副産物（以下「副産物原料」という。）は、牛（月齢が30月以下の牛を除く。）の脊柱及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）の部位と分別されていること。

なお、(3)の月齢に応じた分別管理が行われない場合は、副産物原料としないこと。

- (2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。

- (3) 牛の脊柱（以下「脊柱」という。）の脱骨が行われている場合は、脊柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該特定の場所の作業上容易に脊柱を投入できる位置に脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、脊柱はその容器で保管されていること。

特に、30月齢以下の牛に由来する脊柱を副産物原料として取り扱う場合は、これに加え、以下のアからエまでの手順により、それ以外の脊柱との分別管理（以下「月齢の分別管理」という。）が行われていること。ただし、原料収集先が30月齢以下の牛のみを取り扱っている場合は、この限りではない。

ア 30月齢以下の牛に由来する脊柱については専用の場所で脱骨し、それ以外の脊柱の脱骨を行う場所と明確に区分すること。

イ アにより難しい場合は、30月齢以下の牛に由来する脊柱とそれ以外の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下の牛に由来する脊柱の脱骨作業は、それ以外の脊柱の脱骨作業の前に行うこと。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、

- ① 脊柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。
- ② 脱骨業者が脊柱の脱骨時に30月齢以下の牛に由来する牛肉であることを確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。
- ③ 脱骨した30月齢以下の牛に由来する脊柱は、それ以外の脊柱との識別のため見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に収納すること。
- ④ 30月齢を超える牛に由来する脊柱は、30月齢以下の牛に由来する脊柱その他の油脂原料に混入しないよう、廃棄用の専用容器に収納すること。
- ⑤ ③と④の容器は異なる色とするか、容器の外側の見やすい位置に異な

- る色で「30以下」又は「30超」であることを明確に表示すること。
- エ アからウまでの手順により30月齢以下の牛に由来する脊柱であることが確認できるもの（以下「油脂原料脊柱」という。）以外は、脊柱等として取り扱うこと。
- オ 油脂原料脊柱は、原料収集先が30月齢以下の牛のみを取り扱っている場合を除き、マーキングが施されていることを確認し、重量を測定すること。油脂原料脊柱を他の副産物原料と合わせる場合は、油脂原料脊柱の重量測定後とすること。
- カ 脊柱の分別管理や背根神経節の分離の防止のため、油脂原料脊柱及び脊柱等は破碎しないこと。
- キ 出荷する油脂原料脊柱は、以下を記録し、2年間保存すること。
- ① 出荷する油脂原料脊柱の出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛である旨
 - ② イにより月齢を区分する場合にあっては、作業開始時刻及び終了時刻並びに作業内容
- (4) 副産物原料に脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- (5) 副産物原料の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。
- 特に、油脂原料脊柱を含む副産物原料の出荷に当たっては、これに加え、(7)の確認責任者が、出荷する油脂原料脊柱について、出荷ロット毎に、その重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることを確認した上で、副産物原料に油脂原料脊柱が入っている旨、並びに当該油脂原料脊柱の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることが記載された原料供給管理票が発行されること。この場合、発行した原料供給管理票の写しが2年間保存されること。
- (6) 副産物原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。
- なお、副産物原料を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこととし、副産物原料と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨を明示されていること。
- (7) (1)から(6)までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、確認責任者が作業等者に作業内容等を周知するとともに、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- (8) (1)から(7)までが確実に実施されている副産物原料を出荷すること。

2 副産物原料の輸送

- (1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる容器が脊柱等を入れ

る容器と共用されておらず、脊柱等が混入しないように輸送されていること。

1の(3)のただし書により分別管理を行わない場合には、油脂原料脊柱を含む副産物原料は、輸送時に他の油脂原料収集先の副産物原料と合わせないこと。

(2) 脊柱等の輸送に当たっては、脊柱等が入っている旨が明示された専用容器を用いること。当該容器に対しては、脊柱等由来の液体等が漏れないよう対策を講じ、他の副産物原料を汚染しないように輸送されていること。

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が携行されていること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別記様式第9号
 (原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物の原料供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者又は確認責任者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する原料の種類	豚
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

※ 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛由来原料を使用する場合は、牛の脊柱が含まれていないことを明記すること。なお、牛の脊柱を脱骨する事業者が、油脂原料脊柱を副産物原料とする場合にあつては、供給する原料の種類欄にその旨を以下の例に従つて明記し、別添として副産物原料とする牛の個体識別番号又は輸入牛であることが確認できる書面を添付すること。

記載例：「牛（油脂原料脊柱 〇 k g（別添）を含む。）」

(別添1)

牛の部位を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準

1 原料となる牛の部位を扱う事業場

- (1) 原料となる牛の部位（以下「副産物原料」という。）には、牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下「脊柱」という。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位（以下「脊柱等」という。）が含まれていないこと。
- (2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。
- (3) 脊柱の脱骨が行われている場合は、脊柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。これにより難しい場合は、30月齢以下の牛に由来する脊柱とそれ以外の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下の牛に由来する脊柱の脱骨作業は、それ以外の脊柱の脱骨作業の前に行われること。当該特定の場所の作業上容易に脊柱を投入できる位置に脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され脊柱はその容器で保管されていること。
- (4) 副産物原料に脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- (5) 副産物原料の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が交付されること。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。
- (6) 副産物原料を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこととし、副産物原料と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。
- (7) (1) から(6) までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されている副産物原料のみが出荷されているとともに、定期的に確認・記録されていること。

2 副産物原料の輸送

- (1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる容器が脊柱等を入れる容器と共用されておらず、脊柱等が混入しないように輸送されていること。
- (2) 脊柱等の輸送に当たっては、脊柱等が入っている旨が明示された専用の気密容器を用い、他の副産物原料を汚染しないように輸送されていること。
- (3) 輸送車には、原料供給管理票が携行されていること。

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物原料の供給業者の氏名 又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 確認責任者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目
供給する原料の種類	牛脊柱除外済み牛副産物
出荷年月日	〇〇年〇月〇日
出荷数量	〇〇 k g

(注) 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛由来原料を使用する場合は、牛の脊柱が含まれていないことを明記すること。